



# 川西市地域づくり 一括交付金の手引き

川西市地域分権の推進に関する条例に規定する「地域づくり一括交付金」について、その概要や注意点などをまとめています。コミュニティ組織でこの交付金を活用するための参考にしてください。

川西市総合政策部参画協働室 地域分権推進課  
平成26年12月

## 目 次

<b>1 地域づくり一括交付金とは</b>	
(1) 交付対象団体	1
(2) 交付要件	1
(3) 交付金額	1
(4) 交付金の特徴	1
<b>2 交付申請等の手続き</b>	
(1) 交付申請書の提出	2
(2) 交付決定	2
(3) 交付請求書の提出	2
(4) 交付金残額の次年度繰越し	3
(5) 実績報告書の提出	3
(6) 交付金額の確定	3
<b>3 交付対象経費</b>	
(1) 費目別用途基準	4
(2) 対象外経費	5
(3) 各種補助金と交付金の違い	5
<b>4 基金の設置</b>	
(1) 基金の設置申請、承認	6
(2) 積立期間	6
(3) 基金の内容変更、中止	6
(4) 基金の運用	7
<b>5 先駆的事業に対する交付金の加算</b>	
(1) 交付対象事業	8
(2) 交付金の加算限度額	8
(3) 交付金の加算申請等の手続き	8
(4) 加算決定に伴う会計処理	9
<b>6 留意事項</b>	
(1) 交付金事業に係る資料について	11
(2) 交付金事業に係る監査	11
<b>地域づくり一括交付金の交付に関する要綱</b>	<b>13</b>

## 1 地域づくり一括交付金とは

川西市地域分権の推進に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、コミュニティ組織が作成した「地域別計画」をもとに自主的・主体的に取り組まれる地域活動に対する財政的支援を目的として交付するものです。

### （１）交付対象団体

条例第２条に規定するコミュニティ組織

### （２）交付要件

一括交付金を受けようとするときは、条例第１５条の規定に基づき申請を行い、承認を受ける必要があります。この場合、次の要件を満たすことが条件となります。

- ① 区域の主要な団体がコミュニティ組織の運営に参画していること。
- ② 住民などの構成員で組織されていること。
- ③ 民主的に運営するために必要な事項が規約に定められていること。
- ④ 地域別計画を策定していること。

### （３）交付金額

地域づくり一括交付金の地域ごとの交付金額は、予算総額に対し、次の算出割合に基づき、16小学校区で配分した額となります。

※ この金額は交付金の上限額で、事業の実施内容（予算計画が交付金額を下回る場合など）や承認時期によって減額されることがあります。

区分	交付金額の算定
均等割額	当該年度の交付金の予算総額に100分の30を乗じ、16で除して得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、四捨五入する。）
人口割額	当該年度の交付金の予算総額に100分の70を乗じ、住民基本台帳に基づく当該年の4月1日現在における条例第10条第2項に規定するコミュニティ組織の区域の人口を乗じ、同日現在の川西市人口で除して得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、四捨五入する。）

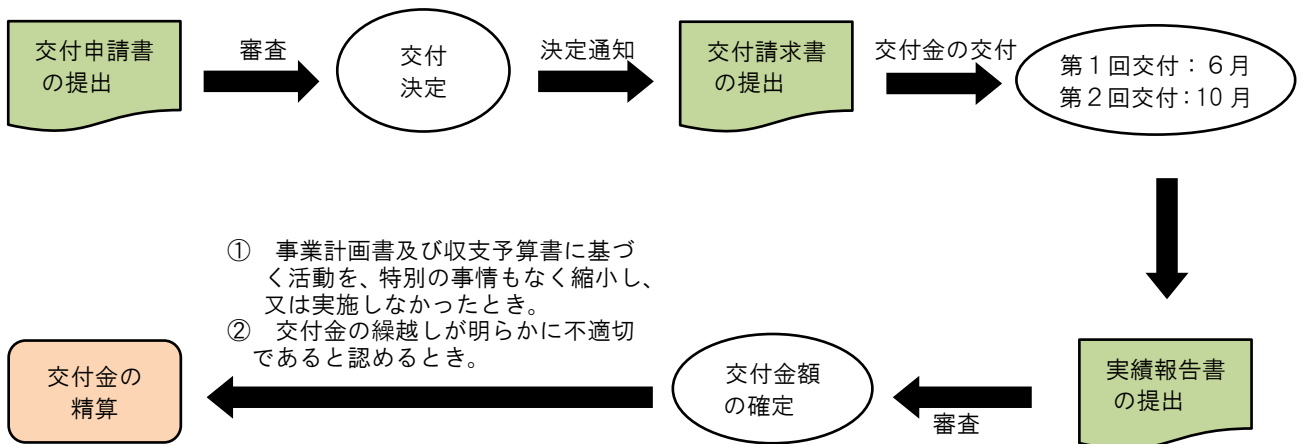
※コミュニティ組織が2小学校区を地域の範囲としている場合は、均等割額は1.8倍として算定します。

### （４）交付金の特徴

- 地域別計画に掲げた事業を実施するための経費です。
- 交付された交付金の残額は、原則として次年度に繰り越すことができます。
- 後年度において実施する事業の財源を計画的に確保しようとするときは、地域づくり一括交付金の中から基金を設置することができます。

## 2 交付申請等の手続き

地域づくり一括交付金の交付申請から実績報告までに至る手続きの流れは、次のとおりです。



### (1) 交付申請書の提出

地域づくり一括交付金の交付申請には、次の書類の提出が必要です。定期総会終了後、速やかに提出（5月末期限）することになります。

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② コミュニティ組織の地域別計画書（計画期間が、交付金の申請年度を含むものであること。）
- ③ 事業計画書
- ④ 収支予算書

### (2) 交付決定

市長は、地域別計画に基づく事業計画及び予算計画となっているかなどについて審査の上、交付金の交付の可否について決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）によって通知します。

### (3) 交付請求書の提出

交付決定通知を受けたときは、請求書（様式第4号）を提出します。

市長は、交付請求を受けたときは、次表のとおり交付金を交付します。

交付時期	交付割合
前期（6月）	交付決定金額の8割以内
後期（10月）	交付決定金額から交付済額を差し引いた金額

#### (4) 交付金残額の次年度繰越し

交付された交付金の残額を次年度に繰越しすることができます。

ただし、次のような場合は繰越しすることができず、交付金の精算が必要になります。

- ・ 事業計画書や収支予算書に基づく活動について、特別な事情もなく、それらの活動を縮小したり、実施しなかったとき。
- ・ 明らかに交付金の繰越しが不適切であると認めるとき。

※ 繰越しした交付金は、次年度の事業費に充てるための財源（予備費に充てることは不可）となるものであり、将来に備えた貯蓄的な財源とすることは認められません。

<繰越しが可能な例>

- ・ 予算の執行にあたって経費節減に努めたことを理由に、交付金に10万円の残額が生じたので、次年度へ繰越しした。繰越しした交付金10万円は、次年度事業の拡充財源に充てた。

#### (5) 実績報告書の提出

地域づくり一括交付金の実績報告には、次の書類の提出が必要です。定期総会終了後、速やかに提出することになります。

- ① 実績報告書(様式第5号)
- ② 事業報告書
- ③ 収支決算書

※ 交付金の残額を次年度に繰越し場合は、次年度繰越額及び繰越理由を実績報告書に記載する必要があります。

#### (6) 交付金額の確定

市長は、実績報告書の提出を受けたときは、実績報告の内容を審査し、適切であると判断したときは、交付すべき交付金の額を確定し、その旨を確定通知書（様式第6号）により、通知します。

### 3 交付対象経費

地域づくり一括交付金の交付対象となる経費は、次の使途基準を満たすものとなります。

#### (1) 費目別使途基準

費 目	内 容
① 人件費	交付金事業の実施に関連するコミュニティ組織の運営に伴う人件費 <具体例> ・役員、部会員などへの活動手当 ・事務局員の雇用に伴う賃金、雇用保険料、労災保険料など（事務局設置の場合）※事務局員の雇用に当たっては最低賃金を確保すること。
② 報償費	ボランティア、講師、専門家、出演者等への報償、謝礼など ※ただし、単価等については、社会通念上の範囲となるよう配慮を要する。
③ 旅費	交付金事業実施に伴う交通費及び宿泊費の旅費 ※実費弁償を原則とする。 <具体例> ・講師等の活動場所までの交通費や宿泊費 ・役員、部会員等が研修などに出席するための交通費
④ 消耗品費	文具類、チラシ・ポスター・報告書等の用紙代など
⑤ 燃料費	交付金事業実施に伴うガソリン代など
⑥ 食糧費	事業の打合せ、イベント時などの飲食費（アルコール類を除く） ※ただし、交付金事業の実施に必要なものに限る。 <具体例> ・防災訓練の炊き出し用食材 ・地域住民同士の交流を目的としたイベントにおける飲食費 ・イベント等の打ち合わせにおける飲食費 ・イベント時のスタッフの弁当、お茶
⑦ 印刷製本費	チラシ・ポスター・活動資料等のコピーや印刷代、写真等の現像費などの記録費
⑧ 光熱水費	事務所等の電気使用料、上下水道使用料、ガス使用料
⑨ 修繕料	備品、事務所等の修繕料
⑩ 通信運搬費	資料等の送料、会場までの機材・備品等の運搬費、電信電話料（個人使用と明確に区分できるものに限る。）など

費 目	内 容
⑪ 手数料	クリーニング代、送金手数料など
⑫ 保険料	ボランティア保険、イベントなどの保険料
⑬ 委託料	専門知識・技術等を要する業務を外部委託した場合の委託料
⑭ 使用料及び賃借料	交付金事業実施に係る機器類等の賃借料（レンタル）、研修会やイベントなどの会場等の使用料、事務所等の家賃など
⑮ 備品購入費	備品の購入費 ※1万円以上（消費税込）の物品（パソコン、複写機、机、イス、書棚など）を備品とする。購入した備品は財産目録（備品リスト）を作成し適正に管理すること。
⑯ 負担金、補助及び交付金	コミュニティ協議会連合会負担金など

## （２）対象外経費

種 別	内 容
① 予算書等で、支出内容がわからない経費	
② 予算書等で、コミュニティ組織が支払ったことが明確に確認できない経費	
③ 交付金事業に直接関係のない経費	慶弔費など
④ 社会通念上適切でないと認める経費	親睦会等の飲食費など

## （３）各種補助金と交付金の違い

次に示す経費については、各種補助金では使途として認めていませんでしたが、交付金では認められます。

- ・ 交付金事業の実施に関連するコミュニティ組織の運営に伴う人件費（事務局員の雇用に伴う賃金など）
- ・ 事務所等の維持管理経費（家賃、光熱水費など）
- ・ 経常的な活動経費（事務費、通信費など）

## 4 基金の設置

後年度において実施する事業の財源を計画的に確保しようとするときは、地域づくり一括交付金の中から基金を設置することができます。

### (1) 基金の設置申請、承認

基金を設置しようとするときは、基金設置申請書（様式第 7 号）に、①基金の名称 ②設置目的 ③設置期間 ④年度別積立額 ⑤事業の実施時期 ⑥総事業費 ⑦基金利用に伴う事業計画を記載の上、申請を行い、市長の承認を受ける必要があります。

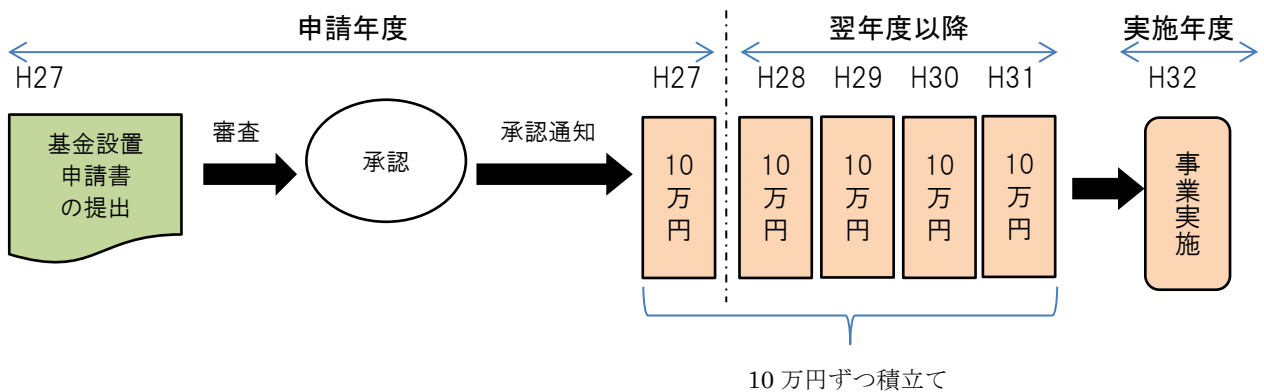
市長は、内容を審査の上、適正と認めたときは、その旨を基金設置承認書（様式第 8 号）により通知します。

### (2) 積立期間

一括交付金は、5年間で限度に積み立てることができます。

<例>

平成 32 年度に、コミュニティ組織の周年事業を計画。平成 27 年度～31 年度に 10 万円ずつ積立て、平成 32 年度に総額 50 万円規模の事業を行う予定である。



### (3) 基金の内容変更、中止

基金の設置の内容に変更が生じたとき、又は基金利用による事業計画を中止しようとするときは、速やかに基金設置変更・中止申請書（様式第 9 号）を提出し、市長の承認を受けていただく必要があります。

※ 基金設置の内容変更が承認された場合において、当初の基金設置に係る積立額の総額に対して変更後の積立額の総額が下回るときは、その差額を返還することになります。



※ 基金利用による事業計画の中止が承認された場合は、当該基金設置の承認後、基金設置の中止までの間に積み立てた基金総額を返還することになります。

#### **(4) 基金の運用**

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければなりません。

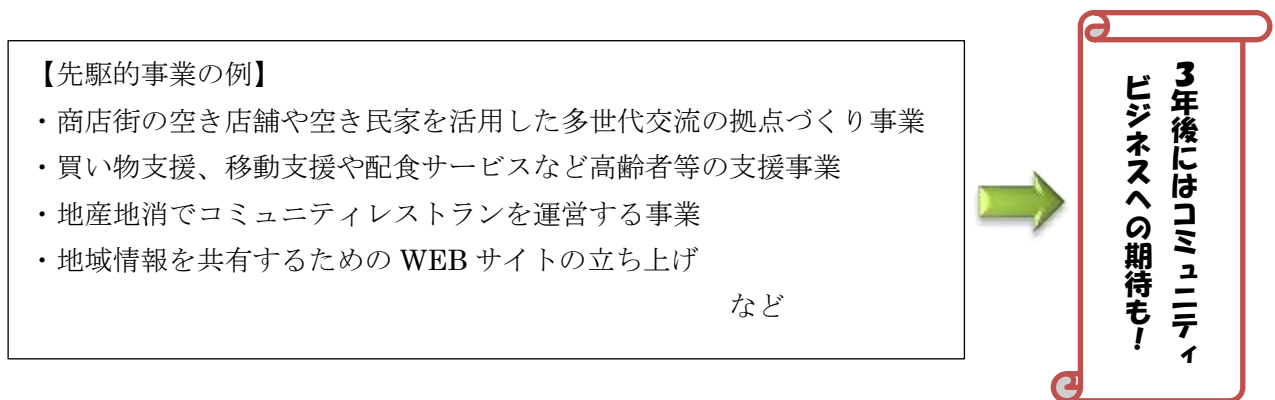
基金等の運用から生ずる収益（預金利息など）は、収支予算に計上する必要があります。

## 5 先駆的事業に対する交付金の加算

地域づくり一括交付金は、均等割と人口割による配分を基本としていますが、地域が課題解決のために独自に実施する先駆的な事業については、その実現に向けて、別途、交付金を加算する仕組みを設けています。

### (1) 交付対象事業

コミュニティ組織が策定する地域別計画に掲げられた事業で、地域が課題解決のために独自に実施する先駆的な事業であると市長が認めるもの。(同一事業では3回まで)



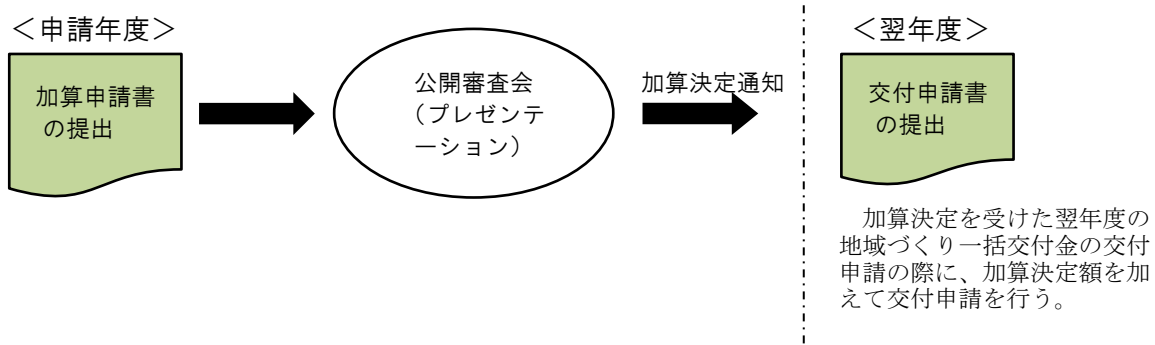
### (2) 交付金の加算限度額

1 (3) に基づき算出した地域づくり一括交付金に、予算の範囲内で加算します。

### (3) 交付金の加算申請等の手続き

交付金の加算申請から事業の実施までに至る手続きの流れは、次のとおりです。

なお、先駆的事業の実施については、毎年市から募集を行います。



### ① 加算申請書の提出

地域づくり一括交付金の加算申請を行うコミュニティ組織は、加算申請書（様式第10号）の提出が必要です。

### ② 公開審査会

加算申請の内容が当該地域の課題解決のために独自に実施する先駆的な事業であるかの適否について、市長が設置する審査会において審査します。

加算申請を行ったコミュニティ組織は、公開により行う審査会において、申請内容について説明（プレゼンテーション）を行うこととなります。

審査会は、必要に応じて学識経験者から意見を求めた上で、加算申請の適否に係る審査を非公開で行い、その結果を市長に報告します。

### ③ 加算決定通知

市長は、審査会からの審査結果の報告を参考にした上で、交付金の加算決定を行い、加算決定通知書（様式第11号）によって通知します。

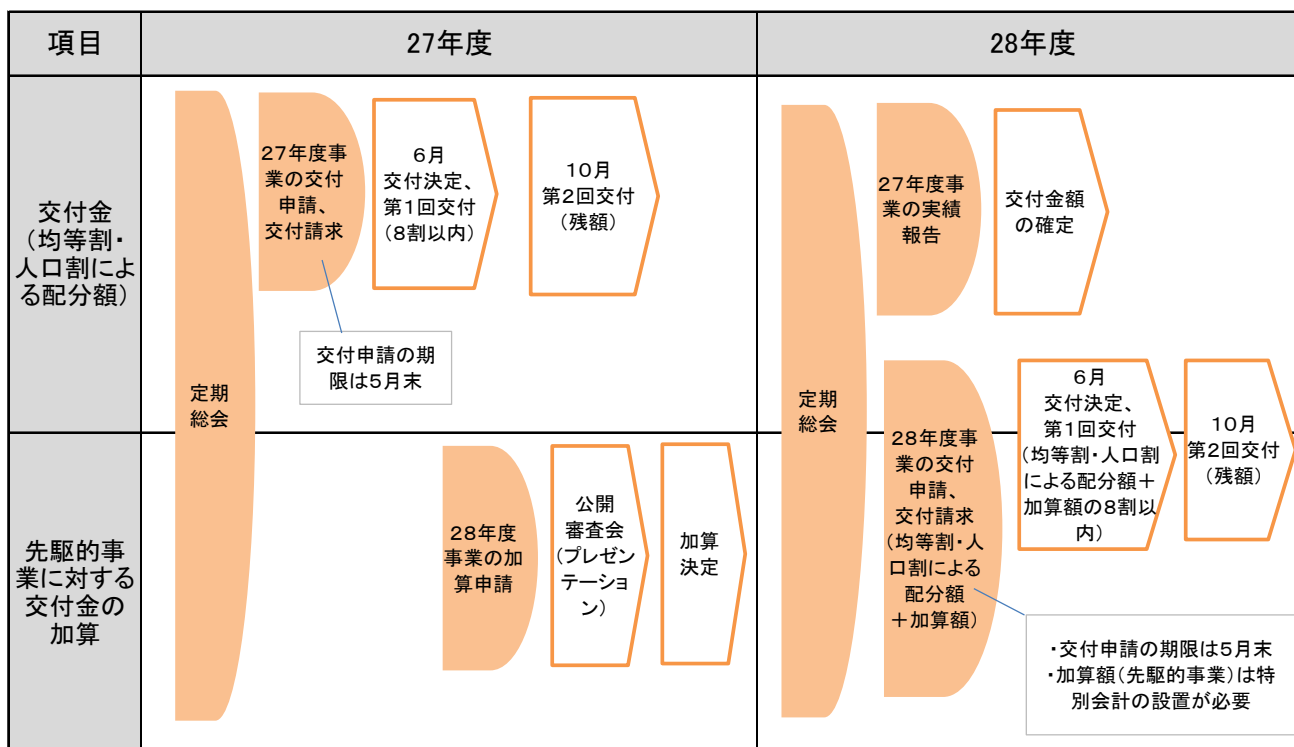
### ④ 交付申請書の提出

加算決定を受けたコミュニティ組織は、翌年度の交付金の交付申請の際に、1（3）に基づき算出した地域づくり一括交付金に加算決定を受けた金額を加え、交付申請を行うこととなります。

## （4）加算決定に伴う会計処理

加算決定に伴う交付金の会計処理を行うに当たっては、特別会計を設置する必要があります。

<参考>先駆的事業に対する交付金の加算にかかるスケジュール



## 6 留意事項

### (1) 交付金事業に係る資料について

次に示す交付金事業に係る帳簿その他の資料は常備し、いつでも提示又は内容の報告ができるようにする必要があります。資料は、事業年度終了後5年間保存しなければなりません。

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 事業報告書
- ・ 収支決算書
- ・ 諸帳簿
- ・ 領収書（購入した内容が分かるもの）
- ・ 通帳
- ・ 財産目録（備品リスト）
- ・ その他会計に関する資料

### (2) 交付金事業に係る監査

市長は、必要に応じて交付金事業に係る監査を実施します。



## 要 綱





## 地域づくり一括交付金の交付に関する要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、川西市地域分権の推進に関する条例（平成26年川西市条例第10号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づく地域づくり一括交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (交付金額)

**第2条** 交付金額は、予算の範囲内とし、条例第15条第2項の規定による承認を受けたコミュニティ組織（以下「承認コミュニティ組織」という。）ごとの交付金額の算出については、別表に定めるところによるものとする。

2 前項の規定により算出した承認コミュニティ組織ごとの交付金額は、交付金の上限額とし、事業の実施内容又は承認コミュニティ組織の承認時期により減額することがある。

### (交付申請)

**第3条** 交付金の交付を受けようとする承認コミュニティ組織は、地域づくり一括交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、所定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 地域別計画書（計画期間が、交付金の申請年度を含むものであること。）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

### (交付決定)

**第4条** 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、条例第15条第1項第4号に規定する地域別計画に基づく事業計画及び予算計画となっているかなどについて審査の上、交付金の交付の可否について決定を行い、その旨を地域づくり一括交付金交付決定通知書（様式第2号）により、承認コミュニティ組織に通知するものとする。

### (申請の取下げ)

**第5条** 交付金の交付申請をした承認コミュニティ組織は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して20日以内に申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定は、なかったものとみなす。

### (承認コミュニティ組織の責務)

**第6条** 承認コミュニティ組織は、交付金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に従い、第4条の規定による通知を受けて実施する事業（以下「交付金事業」という。）を善良な管理者の注意をもって実施しなければならない。いやしくも交付金を他の用途に使用してはならない。

2 承認コミュニティ組織は、交付金に係る予算の執行の適正化を図るため、交付金事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要と認めるときは、それらの資料を提示し、又は内容を報告しなければならない。

3 承認コミュニティ組織は、前項の資料を事業年度終了後5年間保存しなければならない。

4 承認コミュニティ組織は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

**(状況報告)**

**第7条** 承認コミュニティ組織は、市長が必要と認めるときは、交付金事業の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

**(決定の取消し)**

**第8条** 市長は、承認コミュニティ組織が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を交付金事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 交付金事業を実施しないとき。

2 前項の規定は、交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、地域づくり一括交付金交付決定取消通知書（様式第3号）により、承認コミュニティ組織に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定より交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に係る交付金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

**(加算金及び延滞金)**

**第9条** 承認コミュニティ組織は、前条第4項の規定により交付金の返還を命じられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 承認コミュニティ組織は、交付金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

**(交付請求)**

**第10条** 承認コミュニティ組織は、第4条の規定による交付決定通知を受けたときは、地域づくり一括交付金交付請求書（様式第4号）により、市長に当該交付金の交付を請求するものとする。

**(交付の時期及び交付割合)**

**第11条** 市長は、前条の規定による交付請求を受けたときは、次の表に定める交付時期の区分に応じた交付割合に相当する額を交付するものとする。

交付時期	交付割合
前期（6月）	交付決定金額の8割以内
後期（10月）	交付決定金額から交付済額を差し引いた金額

**(交付金の繰越し)**

**第12条** 承認コミュニティ組織は、交付金の執行に当たって、次の各号のいずれかに該当する場合を除

き、当該年度に交付された交付金の残額を次年度に繰り越すことができるものとする。

- (1) 第3条の規定により提出した事業計画書及び収支予算書に基づく活動について、特別の事情もなく当該活動を縮小し、又は実施しなかったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が交付金を繰り越すことが明らかに不適切であると認めるとき。

#### **(実績報告書)**

**第13条** 承認コミュニティ組織は、事業年度が終了したときは、速やかに地域づくり一括交付金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

#### **(交付金の確定)**

**第14条** 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、実績報告の内容を審査し、適切であると判断したときは、交付すべき交付金の額を確定し、その旨を地域づくり一括交付金確定通知書（様式第6号）により、承認コミュニティ組織に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付すべき交付金の額が確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

#### **(基金の設置)**

**第15条** 承認コミュニティ組織は、交付金の執行に当たって、後年度において実施する事業の財源を計画的に確保しようとするときは、基金を設置することができるものとする。この場合、基金の設置期間は、5年を限度とする。

- 2 承認コミュニティ組織は、前項の規定により基金を設置するときは、地域づくり一括交付金基金設置申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により基金の設置申請があったときは、内容を審査の上、適正と認めたときは、その旨を地域づくり一括交付金基金設置承認書（様式第8号）により、承認コミュニティ組織に通知するものとする。
- 4 承認コミュニティ組織は、前項の規定により承認を受けた基金の設置の内容に変更が生じたとき、又は基金利用による事業計画を中止しようとするときは、速やかに地域づくり一括交付金基金設置変更・中止申請書（様式第9号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

#### **(基金の返還)**

**第16条** 市長は、前条第4項の規定による基金設置の内容変更を承認した場合において、当初の基金設置に係る積立額の総額に対して変更後の積立額の総額が下回るときは、その差額について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、前条第4項の規定による基金利用による事業計画の中止を承認したときは、当該基金設置の承認後、基金設置の中止までの間に積み立てた基金総額について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

#### **(基金の運用等)**

**第17条** 第15条第2項の規定により設置の承認を受けた基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく運用から生ずる収益は、承認コミュニティ組織の交付金事業に係る収支予算に計

上するものとする。

#### (交付金の加算)

**第18条** 市長は、承認コミュニティ組織が、次項に規定する申請日の属する年度の翌年度に、当該地域の課題解決のために独自に実施する先駆的な事業であると市長が認める事業を行おうとするときは、予算の範囲内で、第2条の規定により算出した交付金額に加算することができる。

2 前項に規定する事業を実施しようとする承認コミュニティ組織は、地域づくり一括交付金加算申請書(様式第10号)を、所定の期日までに市長に提出しなければならない。

#### (交付金の加算決定に係る審査会)

**第19条** 市長は、前条第2項の規定による加算申請があったときは、当該申請内容が、同条第1項に規定する事業であるかの適否について審査するため、交付金の加算決定に係る審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

2 審査会は、前項の規定による審査を実施するに当たって、前条第2項の規定による加算申請を行った承認コミュニティ組織から、当該申請内容について説明を求めるものとする。この場合において、審査は、公開により行うものとする。

3 審査会は、加算申請書の記載内容、前項の承認コミュニティ組織からの説明等により加算申請の適否に係る審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。この場合において、審査は、非公開で行うものとする。

#### (交付金の加算決定等)

**第20条** 市長は、前条第3項の規定に基づく審査会からの審査結果の報告を参考にした上で、交付金の加算を決定したときは、その旨を地域づくり一括交付金加算決定通知書(様式第11号)により、承認コミュニティ組織に通知するものとする。

2 前項の規定による加算決定を受けた承認コミュニティ組織(以下「加算決定組織」という。)は、第18条第2項に規定する申請日の属する年度の翌年度の交付金の交付申請にあつては、第2条の規定に基づく交付金額に加算決定に基づく交付金額を加えた金額をもって交付申請を行うものとする。

#### (交付金の加算決定に伴う会計処理)

**第21条** 加算決定組織は、加算決定に伴う交付金の会計処理を行うに当たっては、特別会計を設置しなければならない。

#### (財産処分の制限)

**第22条** 承認コミュニティ組織は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合その他特に市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付金の交付の目的を達成するために、特に必要があると認めて定めたもの

#### (交付金の検証)

**第23条** 市長は、交付金額の決定、交付金の繰越し、基金の設置その他の交付金の交付のあり方

に関し、5年毎に検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

**(補則)**

**第24条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	交付金額の算定
均等割額	当該年度の交付金の予算総額に100分の30を乗じ、16で除して得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、四捨五入する。）
人口割額	当該年度の交付金の予算総額に100分の70を乗じ、住民基本台帳に基づく当該年の4月1日現在における条例第10条第2項に規定するコミュニティ組織の区域の人口を乗じ、同日現在の川西市人口で除して得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、四捨五入する。）

備考

承認コミュニティ組織が2小学校区を地域の範囲としている場合は、均等割額は1.8倍として算定する。

様式第1号（第3条関係）

地域づくり一括交付金交付申請書

平成 年 月 日

川西市長 大 塩 民 生 あて

承認コミュニティ組織名

代表者名

印

平成 年度地域づくり一括交付金の交付を受けたいので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	(1) 地域別計画書（計画期間が、交付金の申請年度を含むものであること。） (2) 事業計画書 (3) 収支予算書

様式第2号（第4条関係）

地域づくり一括交付金交付決定通知書

平成 年 月 日

様

川西市長 大 塩 民 生 印

平成 年 月 日付けで申請のあった地域づくり一括交付金の交付について、次のとおり決定したので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第4条の規定により通知します。

交 付 決 定 金 額	円
交 付 の 条 件	2回分割交付とする。 前 期（6月） 円 後 期（10月） 円

様式第3号（第8条関係）

地域づくり一括交付金交付決定取消通知書

平成 年 月 日

様

川西市長 大 塩 民 生 印

平成 年 月 日付で交付決定した地域づくり一括交付金について、次のとおり取り消したので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第8条第3項の規定により通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 済 額	円
取 消 額	円
返還額（差引額）	円
取 消 し の 理 由	



様式第4号（第10条関係）

地域づくり一括交付金交付請求書

平成 年 月 日

川西市長 大 塩 民 生 あて

承認コミュニティ組織名

代表者名

印

地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第10条の規定により、地域づくり一括交付金の交付を請求します。

交 付 決 定 額	円
-----------	---

請求金額 金 円

【振込先】

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫 農業協同組合			支 店
預 金 種 別	1 普通	2 当座	口 座 番 号	
フリガナ 口座名義人				

様式第5号（第13条関係）

地域づくり一括交付金実績報告書

平成 年 月 日

川西市長 大塩民生あて

承認コミュニティ組織名

代表者名

印

地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第13条の規定により、交付金事業の実績を次のとおり報告します。

交付決定額	円
次年度繰越額	円
繰越理由	
添付書類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書

様式第6号（第14条関係）

地域づくり一括交付金確定通知書

平成 年 月 日

様

川西市長 大塩民生 印

平成 年 月 日付けで実績報告のあった交付金事業について、次のとおり交付金を確定したので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第14条の規定により通知します。

交 付 確 定 額	円
交 付 決 定 額	円
差 引 額	円

様式第7号（第15条関係）

地域づくり一括交付金基金設置申請書

平成 年 月 日

川西市長 大塩民生あて

承認コミュニティ組織名

代表者名

印

平成 年 月 日付けで交付決定のあった地域づくり一括交付金について、基金を設置したいので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第15条第2項の規定により、次のとおり申請します。

基金の名称	
基金の設置目的	
基金設置期間	単年度 ・ 複数年度（平成 年度～平成 年度）
基金積立額	当該年度 円
	平成 年度（予定） 円
	平成 年度（予定） 円
	平成 年度（予定） 円
	平成 年度（予定） 円
事業実施時期	
総事業費	
基金利用 事業計画	

様式第8号（第15条関係）

地域づくり一括交付金基金設置承認書

平成 年 月 日

様

川西市長 大塩民生 印

平成 年 月 日付で申請のあった地域づくり一括交付金の基金設置について、次のとおり承認したので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第15条第3項の規定により通知します。

基金の名称	
基金の設置期間	平成 年度 ～ 平成 年度
基金積立額	平成 年度 円
	平成 年度（予定） 円
	平成 年度（予定） 円
	平成 年度（予定） 円
	平成 年度（予定） 円

様式第9号（第15条関係）

地域づくり一括交付金基金設置変更・中止申請書

平成 年 月 日

川西市長 大塩民生あて

承認コミュニティ組織名

代表者名

印

平成 年 月 日付けで承認のあった地域づくり一括交付金の基金設置について、内容変更・計画中止したいので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第15条第4項の規定により、次のとおり申請します。

基金の名称	
内容変更・計画中止の理由	
変更の内容 (変更の場合に記入)	(変更前)
	(変更後)

様式第10号 (第18条関係)

地域づくり一括交付金加算申請書

平成 年 月 日

川西市長 大塩民生あて

承認コミュニティ組織名

代表者名

印

地域づくり一括交付金の加算を受けたいので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第18条第2項の規定により、次のとおり申請します。

加算に係る 事業の内容	
総事業費	円
加算希望額	円

様式第11号 (第20条関係)

地域づくり一括交付金加算決定通知書

平成 年 月 日

様

川西市長 大 塩 民 生 印

平成 年 月 日付けで申請のあった地域づくり一括交付金の加算について、次のとおり決定したので、地域づくり一括交付金の交付に関する要綱第20条第1項の規定により通知します。

加 算 対 象 事 業 の 内 容	
加 算 決 定 額	円